

# 平成19年度税制改正大綱

平成18年12月14日  
自由民主党

# 目 次

第一	経済・社会を安定的に支える税制に向けて	1
第二	平成 19 年度税制改正の具体的内容	8
一	経済活性化・国際競争力の強化	8
二	金融・証券税制	15
三	住宅・土地税制	15
四	国際課税	23
五	円滑・適正な納税のための環境整備	26
六	農林漁業対策	32
七	環境対策	34
八	その他の政策税制	35
九	その他	51
第三	検討事項	56
<b>【付 記】</b>		
	信託税制	59

## 第一 経済・社会を安定的に支える税制に向けて

政府・与党の主導する様々な構造改革の取組みと、国民の自助努力により、わが国経済は、ようやくバブル崩壊後の停滞の時代を抜け出し、輸出や設備投資と好調な企業業績に支えられ、全体として回復してきている。一方、業種・規模によるばらつきや地方、個人への波及に遅れが見られるところであり、これまでの「流れ」を加速させつつ、これらの点に配慮しなければならない。そして、我々は、将来世代に向けて、新たな時代に対応した明確な展望を示していくことを求められている。

このため、少子・長寿化社会に直面したわが国が、グローバル化した経済・社会の中で、諸外国との国際競争を勝ち抜いていけるよう、わが国の成長力を更に高めるとともに、その果実が国民各層に広がっていくよう配意し、国民、企業の創意と工夫が活かされることが大事である。人口が減少する中で、成長力を高めていくことは難しい課題であるが、これまで以上に抜本的な構造改革の取組みを進め、活力ある経済構造を確立し、国民が安心できる社会を構築していくことが、政治の果たすべき使命である。

平成 19 年度税制改正においては、わが国経済の足腰を強くし、経済の活性化を促進する観点から、直面する諸課題に取り組んだ。同時に、地域格差を縮小する観点から中小企業を中心とした地域経済の活性化を図る。また、国民の公益に対する共助の精神をさらに引き出すほか、住宅関係等も含め国民生活に配慮する税制措置を講じた。

わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度を国際的に見て遜色のないものとなるよう抜本的に見直す。わが国経済の基盤を支える中小企業の資本蓄積を推進するため、中小企業の留保金課税を廃止する。相続時精算課税制度の特例を設け、贈与による中小企業の事業承継を円滑化する。また、地域経済に活力をもたらし、地域産業の自立的発展を図る観点から、地域の特性を活かした産業集積を促進する地域産業活性化支援税制を創設する。さらに、ベンチャー企業に対する資金供給を促進するため、対象企業の範囲を拡大するなどエンジェル税制を拡充する。

信託法の改正により、多様な機能を持つ信託が可能となり、信託制度の利用

機会が飛躍的に拡大することに対応し、法人税等の回避を防止する観点から受託者段階で法人課税を行うなど、課税の適正・公平を図るための措置を講ずる。

計画的な持ち家取得を促進する観点から、税源移譲に伴い減税効果が小さくなる中低所得者層に配慮し、住宅ローン控除制度を見直す。長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー改修促進税制を創設する。また、再チャレンジを支援する寄附金税制を設けるほか、所得税の寄附金控除の控除対象限度額を引き上げる。このほか、子育て支援に取り組む企業に対する優遇措置を設ける。

上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10%の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して、廃止する。

経済の活性化を図る一方で、我々が正面から取り組むべき課題は多く、それを担うべきわが国の財政は、近年やや改善の兆しが見られるものの、歳出と税収のバランスが極端に崩れ、その結果、先進諸国の中で突出した極めて厳しい危機的な状況にあるという現実を直視する必要がある。このため、我々は、政府・与党で道筋を定めた歳出・歳入一体改革を着実に進めていくため、まずは、歳出削減を徹底すべきである。その上で、それでも応じきれない財政需要については、税制改革により対応していかなければならない。

その際、税制は、平成 21 年度における基礎年金国庫負担割合引上げのための財源をはじめとする社会保障財源の安定的確保や、平成 19 年度税制改正で取り組むこととしたわが国経済の活性化、急速な少子化の進行に対応する子育て支援策等の充実、地方税源の充実等の政策目的の実現に資する役割が求められる。これに応える税制の構築に当たっては、国民の所得格差や地域格差、経済社会活動による環境への影響、税制の頻繁な変更による経済取引の混乱回避に留意する必要がある。

我々は、税体系全般にわたる抜本的・一体的な税制改革を推進していく。租税は、あらゆる世代の国民が社会共通の費用を広く分かち合うためのものであるという基本的認識の下で、税負担の公平性を確保し、所得課税、消費課税、資産課税等の各税目について、税制の仕組みを納税者である国民から見てわかりやすい簡素なものにしていくとともに、できるだけ個人や企業の経済活動に

おける選択を歪めることがないよう中立性を確保しなければならない。このため、所得税、法人税、消費税、相続税等がそれぞれ果たすべき役割を検討しつつ、税体系全体のあり方を考えていく必要がある。

その際、税収はその時々々の経済状況により増減するものであることから、2011年度単年度における基礎的財政収支の黒字化という目標が達成されさえすればよいというものではなく、税制は、構造的・持続的に2010年代半ばにおける債務残高GDP比の安定的な引下げという中長期的な目標を達成しうる体制を備えなければならない。併せて、社会保障については、その給付と税制も含めた負担との関係をどのように考えるか、議論を深め国民的合意を得る必要がある。さらに、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していく必要がある。

このような考え方にに基づき、来年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく。

なお、道路特定財源の見直しについては、「道路特定財源の見直しに関する具体策」(平成18年12月8日 政府・与党)を踏まえ、平成20年度税制改正において、所要の税制上の対応を行う。

以下、平成19年度税制改正の主要項目について基本的考え方を述べる。

## 1 経済活性化・国際競争力の強化

### (1) 減価償却制度

わが国経済の持続的成長を実現するためには、設備投資を促進し、生産手段の新陳代謝を加速することにより、国際競争力の強化を図る必要がある。このような観点から、減価償却制度の抜本的見直しを行う。

具体的には、主要国の中ではわが国においてのみ設けられている償却可能限度額(95%)を撤廃する。また、新規取得資産について法定耐用年数

内に取得価額全額を償却できるよう制度を見直し、残存価額（10%）を廃止するとともに、250%定率法を導入し、償却率についても国際的に遜色のない水準に設定する。同時に、フラットパネルディスプレイ製造設備等、3設備の法定耐用年数について見直しを行う。

なお、固定資産税の償却資産については、資産課税としての性格を踏まえ、現行の評価方法を維持する。

## （2）中小企業・ベンチャー支援

中小企業はわが国経済の基盤となって産業競争力を支えている。中小企業の活力ある発展のためには、資金調達面での制約を受ける中小企業の財務基盤の強化を図ることが重要である。こうした観点から、中小企業を特定同族会社の留保金課税制度の対象から除外する。

また、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度について、平成 19 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、適用除外基準である基準所得金額を 1,600 万円（現行 800 万円）に引き上げる。

中小企業の早期かつ計画的な事業承継の促進を図る見地から、相続時精算課税制度において、取引相場のない株式等を贈与した場合、贈与者の年齢要件を 60 歳に引き下げるとともに、非課税枠を 500 万円上乘せする特例を設ける。また、取引相場のない種類株式について、中小企業の事業承継における活用を図る観点から、相続税等における評価を明確化する。

中小企業の新たな事業の創出及び地域経済の活性化を図るため、地域に存在する産業資源を活用して事業活動を行う中小企業に対する課税の特例を設ける。

また、地域の独創性、多様性を生かした個性ある産業集積の形成、高度化を推し進め、地域経済の自律的発展の基盤及びわが国産業の競争力の強化を図るため、地域産業活性化支援税制を創設する。

さらに、将来のわが国経済を支えるベンチャー企業の育成を支援するため、エンジェル税制の対象企業を拡大するとともに、手続を合理化する。また、個人投資家（エンジェル）が投資したベンチャー企業の株式の譲渡益について 2 分の 1 に軽減する課税特例の適用期限を 2 年延長する。

## （3）信託税制

信託法の改正により、信託制度の自由度が大幅に高まり、多様な利用形態が可能となることに伴い、受益証券発行信託など新たな種類の信託に対応する税制を整備する。

また、法人税等の回避を防止する観点から、一定の信託に対し信託段階での法人課税を行うなど、課税の適正・公平を図るための措置を講ずる。

## 2 国民生活への配慮

### (1) 住宅税制

税源移譲に伴い所得税の住宅ローン控除制度を中低所得者層が利用した場合の減税額が減少することを踏まえ、計画的な持家取得を支援する観点から、平成 19 年及び 20 年に入居する者に対して、控除率を引き下げた上で控除期間を 15 年に延長する特例を創設する。また、長寿化社会における住宅のバリアフリー改修を支援するため、控除期間を 5 年とした上でバリアフリー改修工事に係るローン部分の控除率を引き上げるバリアフリー改修促進税制を創設する。固定資産税においても、住宅のバリアフリー改修に係る税額の減額制度を創設する。

ライフサイクルに応じた住宅の住み替えや住宅を売ってもローンを返済しきれない者の新生活への再出発を支援する観点から、特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等制度及び特定の居住用財産の譲渡損失の繰越控除等制度の適用期限を 3 年延長する。

良質な住宅の供給等を確保する観点から、住宅用家屋の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を 2 年延長するとともに、独立行政法人住宅金融支援機構が金融機関から譲り受ける住宅用家屋の新築等のための貸付債権に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の軽減措置等を創設する。

### (2) その他

民間による自発的な公益活動を更に促進するとの観点から、寄附金控除の控除対象限度額を 30% から 40% に引き上げる。また、国民ひとりひとりがその能力や持ち味を十分発揮し、努力した人が報われる公正な社会を

構築するため、困難な状況に直面している人の再チャレンジを支援する民間企業等への寄附金について税制上の優遇措置を講ずる。

さらに、少子化対策の一環として、子育てを支援する企業の取組みを促進するため、事業所内託児施設の設置費用に係る割増償却制度を創設する。

### 3 金融・証券税制

上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10%の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して、廃止する。この間、証券市場の状況、個人投資家の株式等の保有状況等を勘案し、金融商品間の損益通算の拡大策等を検討の上、成案を得て、平成 21 年（度）からの導入を目指す。なお、その際、市場の混乱を回避する観点から市場特例措置を講ずることも検討する。

### 4 国際課税

多様化・活発化するクロスボーダーの経済活動に合わせ、租税条約ネットワークを拡充するとともに、国際課税の見直しを進めていく必要がある。国際的に活動する企業にとって移転価格税制の適用による二重課税が負担となっているとの指摘があることに対応し、取引相手国と相互協議が行われている間、納税を猶予する制度を導入するほか、引き続き運用面の改善を進める。また、種類株の発行により外国子会社合算税制の適用を免れる租税回避行為に対処するため、合算対象となる子会社の範囲を見直す。

### 5 円滑・適正な納税のための環境整備

税制に対する国民の信頼を確保するためには、納税者の利便性の向上や納税手続の負担軽減に努めるとともに、適正かつ公平な税制を執行するための環境整備を図っていくことが重要である。

電子認証の普及拡大の観点から、電子証明書を取得した個人の電子申告に係る所得税の税額控除制度を創設する。また、税務手続の電子化の促進を図るため、電子申告における第三者作成書類の添付省略等の措置を講ずる。納税者がコンビニエンスストアで納税できる制度を創設し、国税の納付手段を多様化する。適正かつ公平な執行の観点から、源泉徴収、支払調書の提出の



対象となる報酬の範囲を見直すとともに、投資ファンドから分配される損益に関する資料情報制度や源泉徴収制度等を整備する。

以上のとおり、我々は、少子・長寿化、グローバル化や情報化の進展といった経済社会の変化に適切に対応するため、税制面でも幅広い制度改革を果敢に実行することを目指していく。あわせて、経済取引の複雑化や税務執行の公平確保の要請が一段と高まる中で、税制を円滑かつ公平に執行するため、必要な定員の確保も含め税務執行体制の一層の充実を図る。

## 第二 平成 19 年度税制改正の具体的内容

### 一 経済活性化・国際競争力の強化

#### <減価償却制度>

##### 1 残存価額の廃止

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産について、残存価額を廃止する。

この場合の定率法の償却率は、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2.5 倍した数とする。

##### 2 償却可能限度額の廃止

償却可能限度額を廃止する。

(1) 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとする。

定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が一定の金額を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することとする。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に 1 円（備忘価額）まで償却できることとする。

この一定の金額とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とするが、納税者の事務負担を考慮し、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース（初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース）を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくこととする。

(2) 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で均等償却ができることとする。

##### 3 法定耐用年数の見直し

次の 3 設備について、法定耐用年数を短縮する。

(1) フラットパネルディスプレイ製造設備 5 年（現行 10 年）

(2) フラットパネル用フィルム材料製造設備 5 年（現行 10 年）

(3) 半導体用フォトレジスト製造設備 5 年（現行 8 年）

## 九 その他

### (国 税)

1 寄付金控除の控除対象限度額を総所得金額等の 40% (現行 30%) に引き上げる。

2 合併等対価の柔軟化によりいわゆる三角合併等が可能となることに伴い、組織再編税制について、適格合併、適格分割又は適格株式交換の要件及び被合併法人等の株主における旧株の譲渡損益の計上を繰り延べるか否かを判定する要件である合併等の対価の範囲に、合併法人等の親法人(合併等の直前に合併法人等の発行済株式の全部を直接に保有し、かつ、当該合併等後にその発行済株式の全部を直接に継続して保有することが見込まれる法人をいう。)の株式のみが交付される場合の当該株式を加える。

なお、共同で事業を行うための組織再編成に該当するか否かを判定する要件である「事業性」及び「事業関連性」について、運用面での取扱いの明確化を図るため、その判断基準を法令上明記する方向で具体的に検討を行う。

(注)上記のうち合併等の対価に係る改正は、平成 19 年 5 月 1 日以後に行われる合併等について適用する。

3 リース取引について、次のとおり整備を行う。

(1) ファイナンス・リースに該当するリース取引のうちリース期間の終了の時にリース資産が無償又は名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるものであること等の要件に該当しないもの(以下「所有権移転外ファイナンス・リース取引」という。)は、売買取引とみなす。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人のリース資産の償却方法は、リース期間定額法(償却期間をリース期間とし、残存価額をゼロとする定額法をいう。)とする。

(3) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人について、リース料総額から原価を控除した金額(以下「リース利益額」という。)のうち、実質的に受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の 20%相当額)を利息法により収益計上し、それ以外の部分の金額をリース期間にわたって均等額により収益計上することができることとする。

(注)上記(1)から(3)までの改正は、平成 20 年 4 月 1 日以後に締結するリ

ース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引について適用する。

(4) 平成 20 年 4 月 1 日前に締結したリース契約に係る所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸資産について、同日以後に終了する事業年度からリース期間定額法により償却できることとする。

(5) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃借人が賃借料として経理した場合においてもこれを償却費として取り扱うことその他所要の規定の整備を行う。

4 貸金業の規制等に関する法律の改正（改正後の貸金業法）により設立される貸金業協会を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に加える。

5 水先法の改正による水先人会及び日本水先人会連合会の法人化に伴い、これらの法人を所得税法別表第一（公共法人等の表）、法人税法別表第二（公益法人等の表）及び消費税法別表第三に加える。

6 棚卸資産の評価について、次のとおり整備を行う。

(1) 低価法を適用する場合における評価額は、事業年度末における価額とする。

(2) トレーディング目的の棚卸資産については、時価により事業年度末の評価を行う。

7 法人の支給する役員給与について、次のとおり整備を行う。

(1) 定期同額給与について、職制上の地位の変更等により改定がされた定期給与についても定期同額給与として取り扱うことを明確化する。

(2) 事前確定届出給与について、その届出期限を役員給与に係る定めに関する決議をする株主総会等の日から 1 月を経過する日（その日が職務の執行を開始する日の属する会計期間開始の日から 4 月を経過する日後である場合には、当該 4 月を経過する日）とするほか、同族会社以外の法人が定期給与を受けていない役員に対して支給する給与について、届出を不要とする。

8 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる国庫補助金等の範囲に、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合

開発機構法に基づく助成金で固体酸化物形燃料電池実証研究事業等に係るものを加える。

- 9 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度について、対象となる保険金等の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会が行う共済事業に係る共済金を加える。
- 10 相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金に類する共済金の範囲に、中小企業等協同組合法の特定共済組合及び特定共済組合連合会の締結した生命共済等に係る共済金を加える。
- 11 森林組合が森林組合連合会から権利義務の包括承継により不動産の権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置は、適用期限の到来をもって廃止する。
- 12 商工組合中央金庫の抵当権の設定登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、完全民営化の時点等までの間、現行税率を平成 20 年 9 月末まで維持するなどの所要の経過措置を講じたうえ、廃止する。
- 13 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
- 14 たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率をたばこ税本法の本則税率とする。  
(注)上記の改正は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。
- 15 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を 1 年延長する。
- 16 金融商品取引法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行う。

(関 税)

- 1 W T O 香港閣僚宣言を踏まえ、後発開発途上国に対する特惠関税を拡充する。
- 2 国際郵便物について、課税価格が 20 万円を超えるものに申告納税方式を適用する等の見直しを行うとともに、関税等の納付の特例等の措置を講ずる。

(地方税)

- 1 都道府県が徴収の引継ぎにより個人の道府県民税及び市町村民税に係る徴収金を徴収した場合の市町村への払込方法について、徴収金の全額を市町村に払い込み、当該市町村が個人の道府県民税に係る徴収金を当該都道府県に

払い込む方法によることもできることとする。

- 2 都道府県から市町村への株式等譲渡所得割交付金の交付時期を3月（現行8月・12月・3月）とする。
- 3 所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸人が所有する少額の償却資産について、リース取引に係る会計基準の変更後も引き続き固定資産税の課税対象から除外されるよう規定の整備を行う。
- 4 鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度に実施するため、所要の措置を講ずる。
- 5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第67号）の規定により、網・わな猟免許が網猟免許及びわな猟免許に分割されることに伴い、網猟免許及びわな猟免許に係る狩猟者の登録を受けける者に対する狩猟税の税率を次のとおりとする。
  - （1）網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受けける者で、（2）に掲げる者以外のもの 8,200円
  - （2）網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受けける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 5,500円（注）上記の改正は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から適用する。
- 6 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を56万円（現行53万円）に引き上げる。
- 7 地方たばこ税の特例税率を廃止し、当該税率を地方税法の本則税率とする。  
（注）上記の改正は、平成19年4月1日から実施する。
- 8 2005年日本国際博覧会に係る非課税措置を廃止する。
- 9 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
- 10 水先法の改正による水先人会及び日本水先人会連合会の法人化に伴い、所要の措置を講ずる。
- 11 金融商品取引法の制定等に伴い、所要の規定の整備を行う。

- 12 投資信託財産の併合について、所要の措置を講ずる。
- 13 貸金業の規制等に関する法律の改正に伴い、所要の措置を講ずる。
- 14 信託法の改正等に伴い、所要の措置を講ずる。

### 第三 検討事項

- 1 わが国は環境先進国として、地球温暖化問題において世界をリードする役割を果たすため、京都議定書目標達成計画に沿って、国、地方をあげて多様な政策への取組みを実施し、6%削減約束を確実に達成することとしている。環境税については、平成20年から京都議定書の第一約束期間が始まることを踏まえ、さまざまな政策的手法全体の中での位置付け、課税の効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響、既存の税制との関係等に考慮を払いながら納税者の理解と協力を得つつ、総合的に検討する。
- 2 少子・長寿化が急速に進展し、本格的な人口減少社会が到来する中、社会全体の意識改革や働き方の見直し、さらには歳出面における取組みと合わせて、税制面においても少子化対策に取り組むことが重要な課題となっている。このため、扶養控除のあり方を検討するとともに、少子化対策のための国・地方を通じて必要な財源の確保について、税制の抜本的・一体的改革の中で検討する。
- 3 少子・長寿化が進展する中、いわゆる生損保控除について、従来の制度目的が達成されているとの指摘や社会保障制度を補完する新たな商品開発の進展等を踏まえ、保険契約者の自助努力を支援するとの観点から、制度のあり方の抜本的見直しを行う。
- 4 要援護高齢者等の介護費用に係る税制上の措置については、介護保険の実施状況や介護保険制度改革に向けた検討状況を勘案しつつ、税制の抜本的改革における特別な人的控除の見直しとの関係等も踏まえ、具体的な検討を行う。
- 5 納税者番号制度については、適正公平な課税の実現及び納税者の税制への信頼の向上に資するため、幅広い民間利用を可能とする付番方式や番号記載の対象となる取引の範囲のほか、セキュリティ確保、プライバシー保護や番



号利用にかかるコスト、経済取引への影響などについて、国民の理解を得ながら、積極的にその導入に向けた具体的な検討を進める。

- 6 事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な課題があり、その解決を図ることは、雇用の確保や地域の経済活力維持の観点からも重要である。

こうした観点から、中小企業の事業承継の実態を見極めつつ、事業承継の円滑化を支援するための枠組みを総合的に検討する。その際、非上場株式等に係る税制面の措置については、既存の特例措置も含め、課税の公平性に留意して、相続・贈与税制全体のあり方とともに、幅広く検討する。

- 7 信託税制については、信託法改正後の信託の利用実態を踏まえつつ、信託制度の発展及び租税回避防止の観点から、必要な見直しを引き続き検討する。

- 8 外航海運業者の日本籍船に係るみなし利益課税（いわゆるトン数標準税制）については、非常時における対応を含む安定的な国際海上輸送を確保するために外航海運業者が果たすべき役割及び当該政策目的を達成するための規制等を明確にする法律が平成 20 年の通常国会において整備されることを前提として、平成 20 年度税制改正において具体的に検討する。

- 9 長期保有土地等に係る買換え特例については、地価及び土地取引の動向、企業の事業再編の状況等を勘案しつつ、他の買換え特例制度とのバランスにも配慮しながら、期限が到来する平成 20 年末までに所要の見直しについて検討する。

- 10 公益法人制度改革については、制度の詳細設計を踏まえ、平成 20 年中に予定される新制度施行までの間に、それに対応した税制上の措置を講ずる。

具体的には、新たな制度の下で公益性の認定を受ける法人の課税対象範囲、税率等について、公益的な事業活動が果たす役割の重要性に配慮しつつ適正

な課税の確保を図る観点から、公益的な事業として行う事業の内容や営利競合の排除の必要性等を踏まえ、検討する。

また、公益性の認定を受ける法人やその寄附者等が寄附金税制の適用を受けるための要件、手続等のあり方を検討するとともに、認定NPO法人制度について、所要の検討を行う。

- 11 郵政民営化に伴う郵便貯金銀行、郵便保険会社、郵便局会社等に係る税制上の措置については、民営化委員会における3年ごとの見直しに当たり、郵政民営化に係る新会社の経営状況等を勘案し、引き続き所要の検討を行う。
- 12 自動車関係諸税については、税制の簡素化が必要との指摘もあり、今後の抜本的な税制改革にあわせ、環境に与える影響や厳しい財政状況等も踏まえつつ、そのあり方を総合的に検討する。
- 13 個人住民税は、広く住民が地域社会の費用を分担するものであり、地方分権を支える重要な税であるという性格を踏まえ、均等割について、その標準税率を引き上げる方向で検討する。
- 14 公的年金受給者の納税の便宜や市町村における徴収の効率化を図る観点から、個人住民税における公的年金からの特別徴収について、平成21年度を目途に導入できるよう、関係省庁、市町村等において、システム開発等の所要の準備を進める。
- 15 現在、電気供給業、ガス供給業、生命保険業及び損害保険業の4業種については、収入金額による外形標準課税が行われている。今後、これらの法人の地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、これらの法人に対する課税の枠組みに、付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことを検討する。